

平成21年第3回市議会定例会において可決された意見書

教育予算の拡充を求める意見書

平21.10.5 第3回定例会で可決
提出先 衆議院議長、参議院議長
内閣総理大臣、財務大臣
文部科学大臣、総務大臣

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことでもあります。

しかしながら、現在の社会経済不安の中で、貧困と格差は世代間に引き継がれている状況も見受けられることから、家庭の所得の違いによって子どもたちの教育や進路に影響が出ないよう就学援助・奨学金制度の抜本的拡充など、公教育の基盤充実が求められております。

一方、地方交付税削減の影響や厳しい地方財政の状況などから、自治体において必要な教育予算を確保することは困難となっており、少人数教育の推進、学校施設、旅費、教材費、就学援助・奨学金制度など、拡がる教育条件の自治体間格差の是正が必要であります。

また、「子どもと向き合う時間の確保」のための施策と文部科学省による教員勤務実態調査であられた厳しい教職員の勤務実態の改善が喫緊の課題となっております。

そのため、教育予算を国全体としてしっかりと確保・充実させる必要があります。

よって、国におかれては、教育予算の拡充に関する下記の事項について、早急に実現されるよう強く要請します。

記

1. 「子どもと向き合う時間の確保」をはかり、きめの細かい教育の実現のために、義務制第8次・高校第7次教職員定数改善計画を実施すること。
2. 教育の自治体間格差を生じさせないために、義務教育費国庫負担制度について、制度を堅持すること。
3. 家庭の所得の違いによって子どもたちの教育や進路に影響が出ないよう、給付型の奨学金制度の創設や就学援助制度の拡充を図ること。また、そのための国の予算措置を行うこと。
4. 学校施設整備費、教材費、図書費、旅費、学校・通学路の安全対策など教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。
5. 文部科学省が40年ぶりに実施した教員勤務実態調査の結果を施策に反映するとともに、教職員に対する実効ある超過勤務縮減対策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年度補正予算の適正な執行を求める意見書

平21.10.5	第3回定例会で可決
提出先	衆議院議長、参議院議長 内閣総理大臣、内閣官房長官 総務大臣、財務大臣

国においては、平成21年度補正予算の執行を停止し、不要と判断した事業は廃止する方針を示しています。

同補正予算は現下の経済危機において、景気の底割れを防ぎ、国民生活の安心を確保し、未来の成長につなげるために、事業費で約57兆円、財政出動で約15兆円となる過去最大の経済危機対策を執行するためのものです。

地方自治体では、補正予算に計上された「地域活性化・公共投資臨時交付金」、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」などを織り込んだ経済対策のための予算が編成され、議会の議決を経て、執行段階に入っているところです。このようなタイミングでの補正予算の執行停止方針に、地方自治体には戸惑いと不安が広がっています。

補正予算の執行が停止される事態になれば、地方自治体における経済対策の財源に欠陥が生じ、事業が中止に追い込まれるなど、大混乱に陥ることは目に見えています。経済対策の効果や対外経済環境の改善によって持ち直しの動きがみられる日本経済に深刻な打撃を与えるとともに、過去最悪の厳しい状況にある雇用情勢が一層悪化することが強く懸念されます。

前政権の政策を見直し、予算配分の力点を変える場合でも、地方自治体が正当に執行してきた経済対策の財源に支障が生じないように配慮することは国が果たすべき最低限の責任です。

よって、国におかれては、地方自治体の経済対策が円滑に実施されるよう、平成21年度補正予算の適正な執行を図られることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。